

# 令和3年第6回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年6月8日(火)

午前10時00分開会 午前11時00分閉会

2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室

3. 出席委員(農業委員14名)

1番 中田 安義	2番 木浦 紀幸	3番 神鳥 正貴
4番 中山 誠治	5番 岡 真由美	6番 古川 憲吾
7番 宮本 孝博	8番 梶原 安行	9番 是佐 恵美子
10番 山田 政則	11番 河井 孝之	12番 岩木 國明
13番 沖村 弓枝	14番 河野 義刀	

(推進委員12名)

推進委員 登 宏太郎	推進委員 岩本 博志	推進委員 岡村 昭男
推進委員 吉田 雅子	推進委員 黒田 球貴	推進委員 堀田 良昭
推進委員 清水 透	推進委員 三田 邦男	推進委員 小西 礼子
推進委員 安井 多佳子	推進委員 松井 祥壮	推進委員 倉本 良夫

4. 欠席委員(0名)

5. 議事録署名委員

9番 是佐 恵美子 10番 山田 政則

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	河内 光也
係長	比良 大助
主任主事	武田 枝梨加
(佐伯支所) 主任専門員	西田 昭子
(吉和支所) 主任主事	平井 翔太
(大野支所) 主任主事	奥田 規之
(宮島支所) 主任主事	平岡 滋

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第 22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画  
について(利用権貸借)
- (2) 議案第 23号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第 25号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検  
評価について
- (5) 議案第 26号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)  
について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
- (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- (3) 報告第 3 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願ひします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和 3 年第 6 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。本日の出席委員が 14 名、在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員を指名いたします。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づきまして、9 番の是佐委員さん、10 番の山田委員さんのご両名にお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用集積計画について議案としますが、番号 43 番、51 番については、議席番号 1 番の中田委員さんが関係する案件のため、先に番号 42 番、44 番、46 番から 50 番を審議します。 それでは、事務局からの説明を求めます。
事務局	議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借についてのうち、番号 42 番、44 番、46 番から 50 番について説明させていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。 議案書は 2 ページに総括表、3 ページから 5 ページに内訳、位置図は 1 ページ・3 ページ・4 ページになります。 番号 42 番、農地の所在地は、玖島字檜原、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 2 筆の 1,965 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和 6 年 3 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号 44 番と 46 番から 50 番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 農地の所在地は、浅原字上、向井、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 17 筆の 1 万 5,565 平方メ

一トルで、利用目的は田です。期間は、番号44番は公告日から令和13年5月31日までの使用貸借、番号46番から50番は公告日から令和13年3月31日までの使用貸借及び賃貸借の新規設定を行うものです。

いずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号42番、44番、46番から50番の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いをいたします。

受付番号42番、岩木さん、それと44番、46番、47番、48番、49番、50番は古川委員さん、お願いをいたします。

12番委員

12番の岩木です。番号42番の現地確認の報告をいたします。5月18日に事務職員の方2名と堀田推進委員とで現地を確認いたしました。利用権の移転を設定する人は〇〇さんで、利用権の設定を受ける方は〇〇さんです。既に〇〇さんは、トウモロコシとヒマワリを作付をしておられます。〇〇さんは飲食業を営んでおられますので、耕作が困難であり、〇〇さんは先月4月の総会だったと思いますが、1件の利用権を設定されました。地図でいえば1ページになります。住居が近くにございますので、自己作とまた借受けを4月にされた現在地の耕作をしておられますので、何ら問題はないと思います。よろしくご意見のほどお願いいたします。以上です。

議長

続いてお願いします。

6番委員

ナンバー6番の古川です。44から50までにつきましては、利用権の設定を受ける者が同じでございますので、一括してご報告をいたします。5月19日に安井推進委員と事務局2名で現地の確認を行っております。位置図は、3ページと4ページを合わせてご覧いただきたいと思います。まず3ページでございすけれども、こちら3ページが川上になります。4ページが川下ということで、4ページのほうが集落の入り口になります。この地区につきましては、浅原の最も西に当たりまして、すぐにもう山口県境でございます。県道の南側に整備田が広がる山あいの集落でございます。44番の〇〇さんですけれども、地図でいうと48番、上のほうにご自宅もあるのですが、水田につきましても開墾が必要ないような状況になっておりまして、かなり荒れております。次に、46番をご覧いただきたいと思います。46番につきましては、地図は4ページ。

集落の一番下といいますか、入り口に当たるところでございますけれども、所有者の〇〇さんは、義理のお母さんと共に現地を離れて生活をされております。これまでも他の方に耕作を依頼されておりましたが、その方も高齢のため、昨年で終わりということになっておりました。

次に、47番の〇〇さんですが、こちらはまた3ページへ戻っていただきますと、昨年までは耕作をされておりましたが、高齢のため今年から休耕予定ということでございました。次に、48ですけれども、これはお母さん名義になったままでございまして、〇〇さんが作られているということで、47番と同じでございます。49番につきましては、〇〇さん、ここも昨年までは耕作をされておりましたが、今年からは高齢あるいは体調不良ということで休耕予定ということでございました。

次が、50番の〇〇さんでございますけれども、高齢のため昨年までは他の方に耕作を依頼されていたということですが、その方も高齢となり今年から休耕予定ということでございました。以上のように地区全体が高齢化等によって耕作放棄とその予備軍という状況でございます、整備田ではありながら、現在この委託が、利用権設定がなされない場合は、耕作者はこの地区で3名のみというひどい状況でございます。3年ぐらい前から情報収集を始めまして、私が民生委員の担当地区でございます、あるいはこの近くに〇〇という〇〇があるのですね。そこの総代であるということから、いろんな方から私のほうに話が集まり始めたというのを機会に、昨年秋から受け手を探し始めました。〇〇さんをお願いすることになったということでございます。いるのですけれども、主に苗を販売されているということで、浅原の地区とも結構なじみが深いということで、1ヘク以上集積をされれば受けてもいいよというお話をいただきまして、じゃあ、集積のために少し頑張ってみるということでございます。今回、1.5ヘク少しですけれども、2ヘク以上を私の目標としておりましたので、全戸訪問をしまして、既に手持ちで達成をいたしております。来月も提出予定でございます。

以上、よろしく申し上げます。

議長

ただいま地元委員さんのほうから詳しい説明がありまして、大変いいことだなと思っております。これにつきまして、皆さんからのご意見等を伺いたいと思っております。ご質問、ご意見等ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

ありませんか。

それでは、意見がないようですので、お諮りをします。

議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号42、44、46から50番につ

いて、承認することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、先ほど言いましたように42、44、46から50番について承認を決定をいたします。

続きまして、同じく議案22号ですけれども、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号43番、51番については、議席番号1番、中田委員が関係する案件のため、中田委員のご退席をお願いをいたします。

＝中田委員 退席＝

議長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借についてのうち、番号43番、51番について説明させていただきます。

議案書は2ページに総括表、3ページ・6ページに内訳、位置図は2ページと5ページになります。

番号43番、51番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。

農地の所在地は、吉和字駄荷神田、大向細里、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は2筆の2,390平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和4年12月31日までの賃貸借及び使用貸借の新規設定を行うものです。

いずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号43番、51番の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見を伺います。

岡委員さん、43、51をお願いします。

5番委員

5番の岡です。5月20日、事務局と私とで現地を見てきました。ナンバー43番は、地図が2ページとなります。左下のところが〇〇の駐車場ですけれど、それから奥に入った右手に現地があります。もう1件の51番は、地図が5ページとなっております。真ん中辺りに〇〇というお寺が見えますけれども、それから

	<p>吉和支所に向かう左手に現地があります。利用権の設定を受ける者が〇〇ということで、〇〇さんが代表理事をされております。〇〇さんのところは、これから牧草を植えられる予定だそうです。〇〇さんのところは、このたびから管理をされることになりました。何ら問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま地元委員から説明がございました。これについてご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号43番、51番について承認することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうちの43番と51番について承認することに決定をいたします。</p> <p>中田委員さん、お戻りください。</p> <p style="text-align: center;">＝中田委員 復席＝</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。</p> <p>議案書は7ページに総括表、8ページに内訳、位置図は6ページ・7ページになります。</p> <p>番号109番、農地の所在地は、浅原字中曾根・山根、登記地目は田及び畑です。面積は4筆の2，234平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は自宅の売却に伴い農地も売却するため、譲受人は購入する自宅に近く営農を始めるため、有償の所有権移転です。</p> <p>番号113番、農地の所在地は、津田字下小原、登記地目は田です。面積は1筆の304平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は自宅の売却に伴い農地も売却するため、譲受人は購入する自宅に近く営農を始めるため、有償の所有権移転です。</p> <p>なお、こちらの農地につきましては、令和3年第5回総会、前</p>

回の総会において、空き家バンクに附随する農地として承認されたものであります。

譲受人は保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、番号109番については、下限面積10アールを超えており、番号113番につきましては、空き家バンクに附随する農地として下限面積1アールを超えておることから、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長

23号について、事務局から説明がございました。地区担当委員の意見をお伺いします。

109番、古川委員さん、113番、木浦委員さん、お願いします。

6番委員

6番の古川です。109番についてご報告をいたします。

5月19日に安井推進委員と事務局2名で現地の確認をいたしました。地図は6ページです。見ていただきますと、真ん中辺りに太い道路が通っていますが、これが国道の186号線、地図でいいますと上のほうが吉和方面、下のほうが大竹方面ということになります。この中に赤い網かけがございすけれども、2か所ありまして、下の小さいほうの横に家が建っているということで、今回この家とともに売却ということでございす。所有者であった〇〇さんですけれども、この方、〇〇のほうにお住まいでございまして、数年前から自宅とともに売却先というのを探しておられました。農地の一部につきましては、もう耕作放棄の状態、このたび〇〇さんが購入され、ここは飲食店をしながら食材を自給するというふうな話を聞いております。大変よいことでございすし、この地区につきましても活性化するというふうに期待をしておるところでございす。特に問題となる事項はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

2番委員

2番、木浦です。番号113番について説明します。

5月19日、河野会長、松井推進委員、事務局2名とで現地の確認をいたしました。現地の地図が7ページになります。

ここは、津田小学校のすぐ近くということで、今、赤い網かけの左下の農地の印の隣が津田小学校ということになります。それで、ここは、空き家バンクに登録された附随する農地ということで、1アールを適用されるということです。空き家バンクというのが、この網かけの右上の建物が空き家バンクになります。その要するに建物の隣接する農地ということで、譲受人も一応見ると公務員ということで、空き家バンクで建物を購入されて、その近

	<p>くの農地ということで畑として耕作をされる予定ということで申請が出ております。それと農機具も耕運機を一台持っておられるということなので、家のすぐ隣ということですから、耕作をされると思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>今、地元委員がご説明ありましたが、3条で農地をまとめるということの案件であります。このことにつきまして、皆さんからのご意見、ご質問があればお願いをいたします。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。</p> <p>議案書は7ページに総括表、9ページから11ページに内訳、位置図は8ページから13ページになります。</p> <p>番号63番、農地の所在地は、原字長野の第2種農地で、登記地目は田、面積は2筆の2,300平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は資材置場として利用するための申請です。</p> <p>次に番号102番、農地の所在地は、宮島町字杉之浦の第2種農地で、登記地目は畑、面積は1筆の282平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場として利用するための申請です。</p> <p>次に番号106番、農地の所在地は、上平良字大原の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆の724平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場として利用するための申請です。</p> <p>次に番号115番、116番、117番は、譲受人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。</p> <p>農地の所在地は、上平良字堂垣内の第2種農地で、登記地目は田、面積は5筆の3,502平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場として利用するための申請ですが、番号117番については、農地転用の手続を行わ</p>

ず、一部駐車場として利用しているため、始末書が提出されております。

次に番号120番と121番につきましては、借受人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。

農地の所在地は、上平良字河野原の第2種農地で、登記地目は田、面積は3筆の854平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場として利用するための申請です。

次に番号125番、農地の所在地は、玖島字上吉末の第2種農地で、登記地目は田、面積は2筆の294平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場として利用するための申請です。

書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。

以上で、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。

63番、沖村委員さん、121番、是佐さん、125番、梶原さん、お願いいたします。102番、宮本委員さん、お願いします。

13番委員

13番の沖村です。63番の説明を行います。4月16日に岡村委員と事務局1名、3名で現地を見に行きました。地図は8ページです。これは、長野ループに上がる道のそばになりますけれども、渡邊さんは、もう何年も耕作をされていなく、現地は花木を植えてあつたりします。譲受人の〇〇さんは原に越して来られて、造園業をされております。今まで庭にたくさん木を植えられていたのですが、この露天資材置場となっておりますが、ほとんどは商品になる花木を植えられるそうです。現地のすぐ右には、道路を挟んで、やぶになっていまして、竹が迫ってきているので、きれいに使っていただくんだったらそのほうがいいかなと思います。周りへの影響はないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

7番委員

宮本です。番号102番についてご報告します。5月19日に山田委員と事務局の方3名と私で現地確認に行きました。場所は、宮島町杉之浦の住宅街の中にあります。地図は10ページです。手前に川が流れていますけれども、川の手前の反対側の道から確認したのですが、その土地は現在少し野菜が作ってあって、あと木が何本か植えてあつたと思います。両側は家屋がありまし

て、後は道で、8月から工事が始まるようですけれど、手前の川もコンクリートで整備されておいて、ほかに耕作地はありませんので、全く問題はないと思います。ということで、ご報告を終わります。ご審議をお願いします。

9 番委員

9 番、是佐です。106番について説明します。5月16日頃でしたけれども、事務局と登推進委員と3人で調査に行きました。〇〇さんの土地は山陽道の下にあり、もともとは田んぼですが。国道433号線のそばでもありますし、草がいっぱい生えており、どうかされたらいいねと思っていたところなので、こういう物流の会社が駐車場に使っていただけるということは非常にいいことだなと思います。〇〇さんの土地の上のほうで以前駐車場にして貸されて、車を洗われてその油が田に流れるから非常に困るという話もあったんですけど、そういうことさえ避けていただければ大丈夫だと思います。よろしく願いいたします。

続けて115番について説明します。これは5月26日、事務局、登推進委員と3人で調査に行きました。115番、116番、117番については、同じところなので、これは〇〇があそこを買い取って外苑にしたいということです。広くして正月には駐車場として使いたいということで、何も問題ないと思いますのでよろしく願いいたします。続きまして、120番と121番につきまして、これは、〇〇さん、〇〇さんの土地です。河野原というところで空気のいい、非常にいいところなのですが、周りが全部駐車場、資材置場となっておりますので、これもほかに問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

8 番委員

125番について、ご報告いたします。5月18日に清水委員と事務局2名とで現地の確認に行きました。地図は13ページでございますが、この県道を挟んで右側では新規就農者の〇〇さんが軟弱野菜を栽培をしておられるところです。これは、〇〇さんと〇〇さんはおばさんとおいの関係でございまして、何ら問題はないと思うわけですが、面積が294平米ということです。今の〇〇さんが栽培しておられる田んぼが黒く枠で囲まれている辺りでございますが、それに比べるとちょっと広いかなというように現況が目測でも倍以上になったなというように思ったわけです。これは事務局のほうへ問い合わせますと、法の改正によってそうしたことは大丈夫なんだということで何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただいま地元地区委員のほうから説明ございました。これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いします。

この間も打合せをしたのですが、是佐さん、速谷神社さんは、駐車場を最初、公園みたいなのをされると言うことはないですか？駐車場でしたか。

<p>8 番委員</p> <p>議長</p>	<p>外苑でということで、多少植木を植えたりされるという話でした。</p> <p>すごい広い面積になるわね。</p>
<p>9 番委員</p> <p>議長</p>	<p>広いんですけれども、地区の方皆さんに喜んでいただければいいかという話でしたけれども。</p> <p>皆さんございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p> <p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第 2 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p> <p>異議なしと認め、議案第 2 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第 2 5 号 令和 2 年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案第 2 6 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、関連案件のため、まとめて審議をいたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 2 5 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、及び、議案第 2 6 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明させていただきます。</p> <p>議案書は 1 2 ページ、1 3 ページです。そして、別に用意しております議案第 2 5 号資料①と議案第 2 6 号資料②をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、国からの通知で「農業委員会の適正な事務実施について」によります各市町の農業委員会が毎年その年の活動の点検・評価、及び、次の年の活動計画について公表することになっております。</p> <p>今後のスケジュールとしましては、本日皆さんで審議していただきまして決定後、県を通じて国に報告し、市のホームページで公表する予定となっております。</p> <p>内容につきましては昨年度と変わっておりません。内容の朗読につきましては省略させていただきまして、主な点のみ説明させていただきたいと思っております。</p> <p>初めに議案第 2 5 号、資料①のほうの 2 ページをご覧ください</p>

い。2の担い手への農地の利用集積・集約化のうち、2の令和2年度の目標及び実績をご覧ください。

集積目標が184ヘクタールに対し、集積実績が113ヘクタールでございました。うち、新規の実績が0.7ヘクタールで達成率が61.4%となっております。

続きまして、3ページ、ご覧ください。3ページの3、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進のうち、2の令和2年度の目標及び実績をご覧ください。

令和2年度の新規参入者は4営体ありました。新規実績面積は0.7ヘクタールとなっております。こうした成果も農業委員さんと推進委員さんの日頃の活動のおかげだと考えております。

続きまして、もう1枚の資料、議案第26号資料①、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画をご覧ください。

項目につきましては、先ほどの令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と同じでございます。

初めに2ページ、担い手への農地の利用集積・集約化のうち、2の令和3年度の目標及び活動計画についてですが、集積目標が115ヘクタールで新規集積面積を1ヘクタールとしております。

議案第25号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、及び、議案第26号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画については以上でございます。

議長

ただいま、事務局の説明がありました。これについてのご意見、ご質問があればお願いをいたします。

ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

ほかにごございませんか。

意見がないようですので、お諮りをいたします。

議案第25号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価(案)について、議案第26号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、決定することに異議がございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

異議なしと認め、議案第25号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価(案)について、議案第26号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について決定をいたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告をします。

事務局	<p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明させていただきます。</p> <p>議案書は14ページ、位置図は14ページから16ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和3年4月13日から令和3年5月10日までの間に受理した3件です。</p> <p>議案の朗読は、省略させていただきます。</p> <p>番号80番につきましては、農地転用の手続を行わず、庭敷地及び進入路として利用していたため、顛末書が提出されております。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。これについて質疑等があればお願いいたします。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がございませんので、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告を終わります。</p> <p>報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明させていただきます。</p> <p>議案書は15ページから17ページ、位置図は17ページから22ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和3年4月13日から令和3年5月10日までの間に受理した9件です。</p> <p>議案の朗読は省略させていただきます。</p> <p>番号75番につきましては、農地転用の手続を行わず、倉庫及び駐車場として利用しているため、顛末書が提出されております。</p> <p>番号95番につきましては、農地転用の手続を行わず、住宅及び進入路として利用しているため、始末書が提出されております。</p> <p>番号105番につきましては、農地転用の手続を行わず、住宅建設の準備をしていたため、顛末書が提出されております。</p>

	<p>いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明を終わります。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。これについて質疑等があればお願いします。
10番委員	16ページの95番ですが、始末書を書くのが今回で2回目になります。始末書の提出を繰り返す様なことは、あってはいけません。書類を審査、書類を出したら、もう工事を始めても良いと思っておられるのではないですか。許可がでるまで待って下さいよ、としっかり伝えておられますか。
事務局	そうですね、続けて行うようなことにつきましては、行政指導をしていきたいと思っております。
10番委員	何か良い方法を考えないといけないのではないですか。
事務局	<p>そうですね、山田委員さんのおっしゃるとおりでございます。</p> <p>始末書によると、一応、追認許可ということで許可と、届出に記載する許可というものが出る事にはなっておりますけれども、今後につきましては、やはり始末書というのはあまり好ましくない状況であると我々も考えております。</p> <p>それで、始末書を提出届一覧のようなりストを作りまして、こういった始末書をたくさん出されるような譲り渡しにつきましては、こちらのほうから改めまして行政指導等を行うように考えて、現段階ではおります。</p> <p>あとは、そういった事柄が起きないようにということで、以前にもありましたように、建築指導課からリストをもらいまして、そういった確認をすること、なおかつ広報等で転用につきましてはの周知を図るということで今、考えております。</p> <p>これで何とか件数を減らすことと、我々の中でできる限りのことはしていきたいという、改善点を考えているところでございます。</p>
議長	この〇〇さんに、今のご意見に対して、どういう連絡をしたり、指導をしていくつもりなのか。
事務局	そうですね、これから連絡しますが、おそらく2回目だったので、取りに来られたときに気をつけるようにと指導しておりますけれども、これが、今回3回目となりますと、今度うちのほうからも出た時点で事前にきつく言い渡そうかとは思っております。

10番委員	3回目になるか、2回目になるか、4回目になるか知りませんが、これはやはり、ファイルを作っておかないといけませんよ。
議長	早くリストを作っておかないと。
事務局	そうですね。リストを作るなりして、なかなか個人さんは少ないと思うのですけれども、結構会社のほうが多かったでするので、それは、そういったところ気をつけていただいて、うちのほうからきつく指導はさせていただきたいと思っております。
議長	ほかにございませんか。  《委員より質疑等なし》
議長	よろしいでしょうか。 それでは、質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。 続きまして、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告させていただきます。 議案書は18ページ、位置図は23ページになります。 広島法務局廿日市支局の登記官から照会があったもので、議案の朗読は省略させていただきます。 番号94番につきましては、こちら農業委員会から申請人に対して以前非農地通知を行っていた農地であり、今回非農地として処理する旨を回答しております。 以上で、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これにつきまして、質疑等があればお願いいたします。  《委員より質疑等なし》
議長	ございませんか。 質疑がないようですので、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。
議長	以上で、議事を終わります。 次回、第7回農業委員会総会は7月6日火曜日、廿日市市役所7階会議室で開催する予定にしております。よろしくお願いま

す。本日はありがとうございました。

(閉会 午前11時00分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年7月6日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

\_\_\_\_\_

廿日市市農業委員会委員（9番委員）

\_\_\_\_\_

廿日市市農業委員会委員（10番委員）

\_\_\_\_\_